

大阪府障がい者スポーツ応援団員心得

一. 目的

この心得は、障がい者スポーツ応援団員等に関し、必要な事項を定める。

二. 団員

大阪府障がい者スポーツ応援団員は、大阪ゆかりの者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ・国際レベルの大会で入賞以上の成績を残す活躍をしている者
- ・全国レベルの大会で3位以上の成績を残す活躍をしている者
- ・その他、大阪府の障がい者スポーツの応援等に熱意や理解があるなど知事が認める者

三. 団員の役割

次の大阪府の障がい者スポーツに関するPR等を担うものとする。

- ・大阪府障がい者スポーツ応援団長関本賢太郎フェイスブックの「いいね」や「フォロー」
- ・各競技における活躍
- ・その他、大阪府の障がい者スポーツのPRへの協力

四. 大阪府の役割

団員によるクラウドファンディングなどの活動（但し、スポーツ活動に係るものに限る。）をPRするものとする。

五. その他

その他、必要な事項は別途定める。